

資料の収集・管理・閲覧・利用に関する行動基準書

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）は、資料の収集・管理・閲覧・利用に関する行動基準を次のとおり定める。

なお、本行動基準書において資料とは、「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程」に定める資料及び「不動産取引価格情報提供制度による事例資料の管理・閲覧・利用に関する規程」に定める閲覧データをいう。

（倫理規定）

第1条 本会又は士協会に所属する会員（以下、「会員」という。）は、「不動産鑑定五訓」を行動規範としなければならない。

（法令の遵守）

第2条 会員は、不動産鑑定評価等業務を実践するに当たっては、不動産の鑑定評価に関する法律をはじめ、個人情報保護法など、業務に関連する法令を遵守し、情報の有効活用に努めなければならない。

（本会の定める規程・ガイドラインの遵守）

第3条 会員は、本会の定める「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程」及びこれに関連する細則、並びに「不動産取引価格情報提供制度による事例資料の管理・閲覧・利用に関する規程」及びこれに関連する細則、「不動産の鑑定評価等業務に係る個人情報保護に関する業務指針」等、資料の取扱いに関して定められた規定を遵守しなければならない。

（士協会の定める規程・細則の遵守）

第4条 会員は、会員の所属する士協会が定める「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程」、並びにこれに関連する細則等、資料の取扱いに関して定められた規定を遵守しなければならない。

（安全措置の整備と適切な運用の励行）

第5条 会員は、個人情報保護法、本会の定める「不動産の鑑定評価等業務に係る個人情報保護に関する業務指針」に従って、資料の収集・管理・閲覧・利用について、人的、組織的、物理的、技術的安全措置を整備すると共に、その適切な運用を励行しなければならない。

（この行動基準書に定める事項の周知徹底等）

第6条 会員は、資料業務補助者（下掲（注1））など、当該会員事務所に所属して

資料の取扱いに携わる者に対して、資料の目的外利用の制限や、第三者提供の制限など、この行動基準書に定める内容を周知徹底し、十分な管理・監督を行わなければならない。

(講習への参加義務及び講習の実施義務)

第7条 会員は、「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程」並びに「不動産取引価格情報提供制度による事例資料の管理・閲覧・利用に関する規程」及び「不動産の鑑定評価等業務に係る個人情報保護に関する業務指針」に定められた資料の取扱いに関する講習を必ず受けなければならない。

2 協会団体及び業者会員は、これに所属する資料業務補助者に対して、前項の講習と同程度の講習を実施しなければならない。

3 個人会員でない者であっても、業者会員の長又はこれに代わる者(下掲(注2))は、第1項に定める講習を受けなければならない。

(注1) 資料業務補助者とは、協会団体及び業者会員に所属する者で、常勤・非常勤を問わず、その役職員(アルバイト、パート、派遣受入社員、研修生など業務に携わる者のすべてを含む。)で、当該会員事務所に所属して資料の取扱いに携わる者をいう。ただし、個人会員である者は除く。

(注2) 業者会員の長又はこれに代わる者とは、業者会員の長又は業者会員の鑑定評価等業務を行う部門の長で本会が業者会員の長に代わる者として認めた者をいう。ただし、個人会員である者は除く。